

平成31年第 1 回奥州市議会定例会付議事件

(平成31年 2 月15日)

- 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 1 号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第 2 号 奥州市大規模災害復興基金条例の制定について
- 議案第 3 号 奥州市学校林条例の一部改正について
- 議案第 4 号 奥州市立幼保連携型認定こども園条例及び奥州市立幼稚園条例の一部改正について
- 議案第 5 号 奥州市郷土資料館条例の一部改正について
- 議案第 6 号 奥州市土地改良事業経費賦課徴収条例の一部改正について
- 議案第 7 号 奥州市農村ふれあいセンター条例の一部改正について
- 議案第 8 号 奥州市道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 9 号 奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例の一部改正について
- 議案第10号 奥州市地域会議条例の一部改正について
- 議案第11号 奥州市土地開発基金条例の廃止について
- 議案第12号 奥州市農業振興基金条例の廃止について
- 議案第13号 まえさわ介護センター維持管理基金条例の廃止について

- 議案第14号 奥州市専用水道の設置及び給水に関する条例の廃止について
- 議案第15号 江刺ターミナルプラザの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第16号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 議案第17号 北股辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更に関し議決を求めることについて
- 議案第18号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第19号 平成30年度奥州市一般会計補正予算（第12号）
- 議案第20号 平成30年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第21号 平成30年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第22号 平成30年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 議案第23号 平成30年度奥州市下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第24号 平成30年度奥州市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第25号 平成30年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第26号 平成30年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第2号）
- 議案第27号 平成30年度奥州市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第28号 奥州市総合水沢病院における医療事故に係る損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについて
- 議案第29号 平成30年度奥州市病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第30号 平成31年度奥州市一般会計予算
- 議案第31号 平成31年度奥州市国民健康保険特別会計予算
- 議案第32号 平成31年度奥州市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第33号 平成31年度奥州市介護保険特別会計予算

議案第34号 平成31年度奥州市下水道事業特別会計予算

議案第35号 平成31年度奥州市農業集落排水事業特別会計予算

議案第36号 平成31年度奥州市浄化槽事業特別会計予算

議案第37号 平成31年度奥州市バス事業特別会計予算

議案第38号 平成31年度奥州市米里財産区特別会計予算

議案第39号 平成31年度奥州市水道事業会計予算

議案第40号 平成31年度奥州市病院事業会計予算

議案第41号 平成31年度奥州市国民宿舎等事業会計予算

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 及川 定治
生年月日 （略）

平成31年 2 月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

人権擁護委員の及川定治氏は、平成31年 6 月30日をもって任期が満了するため、引き続き候補者として推薦しようとするものである。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 千田 邦子
生年月日 （略）

平成31年2月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

人権擁護委員の千田邦子氏は、平成31年6月30日をもって任期が満了するため、引き続き候補者として推薦しようとするものである。

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 亀井 千枝子
生年月日 （略）

平成31年2月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

人権擁護委員の亀井千枝子氏は、平成31年6月30日をもって任期が満了するため、引き続き候補者として推薦しようとするものである。

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 村上 幸子
生年月日 （略）

平成31年2月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

人権擁護委員の村上幸子氏は、平成31年3月31日をもって任期が満了するため、引き続き候補者として推薦しようとするものである。

諮問第 5 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 今野 倫子
生年月日 （略）

平成31年 2 月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

人権擁護委員の浦川ツヤ子氏は、平成31年 6 月30日をもって任期が満了するため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

議案第 1 号

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 **（略）**
氏 名 藤田 登茂子
生年月日 **（略）**

平成31年 2 月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

教育委員会の委員小澤絹子氏は、平成31年 3 月31日をもって任期が満了するため、後任の委員として任命しようとするものである。

議案第 2 号

奥州市大規模災害復興基金条例の制定について

奥州市大規模災害復興基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年 2 月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

大規模災害による被災者への支援を円滑に推進するため、奥州市大規模災害復興基金を設置しようとするものである。

奥州市大規模災害復興基金条例

(設置)

第1条 大規模災害による被災者への支援を円滑に推進するため、奥州市大規模災害復興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「大規模災害」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項の規定による災害であって、当該災害により本市の区域内において同法第2条に規定する救助が行われるものをいう。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、大規模災害に係る義援金及び寄附金の一部で市長が定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、設置の目的に従って使用する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（奥州市岩手・宮城内陸地震災害復興基金条例の廃止）

2 奥州市岩手・宮城内陸地震災害復興基金条例（平成21年奥州市条例第2号）は、廃止する。

（奥州市岩手・宮城内陸地震災害復興基金からの繰入れ）

3 前項の規定による廃止前の奥州市岩手・宮城内陸地震災害復興基金条例の規

定による奥州市岩手・宮城内陸地震災害復興基金に属する現金及びこの運用から生じる収益は、基金に繰り入れるものとする。

議案第 3 号

奥州市学校林条例の一部改正について

奥州市学校林条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年 2 月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市立田原中学校の廃止に伴い、同校の学校林を廃止するため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市学校林条例の一部を改正する条例
奥州市学校林条例（平成18年奥州市条例第83号）の一部を次のように改正する

。

別表20の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 4 号

奥州市立幼保連携型認定こども園条例及び奥州市立幼稚園条例の一部改正について

奥州市立幼保連携型認定こども園条例及び奥州市立幼稚園条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年 2 月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

前沢地域における就学前の子どもの教育及び保育に対する多様な需要に柔軟に対応することを目的に、奥州市立幼保連携型認定こども園前沢北こども園を設置するとともに、同地域の奥州市立幼稚園 3 園を廃止するため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市立幼保連携型認定こども園条例及び奥州市立幼稚園条例の一部を改正する条例

(奥州市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第1条 奥州市立幼保連携型認定こども園条例（平成28年奥州市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条の表を次のように改め、同条を第2条とし、第4条を第3条とする。

名称	定員	位置
奥州市立幼保連携型認定こども園 稲瀬わかば園	130人	奥州市江刺稲瀬字大文字160 番地
奥州市立幼保連携型認定こども園 前沢北こども園	150人	奥州市前沢古城字四反田171 番地 1
奥州市立幼保連携型認定こども園 あゆみ園	120人	奥州市衣川古戸72番地 1

(奥州市立幼稚園条例の一部改正)

第2条 奥州市立幼稚園条例（平成18年奥州市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奥州市立前沢南幼稚園の項から奥州市立前沢東幼稚園の項までを削る。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

議案第 5 号

奥州市郷土資料館条例の一部改正について

奥州市郷土資料館条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年 2 月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

建築後25年が経過し、近年の利用者が少数となっている水沢乙女川先人館を廃止し、当該施設の展示資料をより広く紹介することのできる奥州市武家住宅資料館に移設するため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市郷土資料館条例の一部を改正する条例

奥州市郷土資料館条例（平成18年奥州市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第2条の表水沢乙女川先人館の項を削る。

別表第1 水沢乙女川先人館の項を削る。

別表第2 中(2)の表を削り、(3)の表を(2)の表とし、(4)の表を(3)の表とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 6 号

奥州市土地改良事業経費賦課徴収条例の一部改正について

奥州市土地改良事業経費賦課徴収条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年 2 月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

土地改良法の一部改正に伴い、引用する規定を改めるため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市土地改良事業経費賦課徴収条例の一部を改正する条例

奥州市土地改良事業経費賦課徴収条例（平成18年奥州市条例第216号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第36条の2」を「第36条の3」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 7 号

奥州市農村ふれあいセンター条例の一部改正について

奥州市農村ふれあいセンター条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年 2 月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

指定管理者が奥州市農村ふれあいセンターの利用に係る料金を収入することができるようにし、もって指定管理者の自主事業の促進及び利用者の利便性の向上を図るため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市農村ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

奥州市農村ふれあいセンター条例（平成18年奥州市条例第263号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条第1項中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、第6号の次に次の3号を加える。

(7) 第9条第1項の規定に基づき、利用料金を収受すること。

(8) 第10条の規定に基づき、利用料金を減額し、又は免除すること。

(9) 第11条ただし書の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を還付すること。

第13条第3項中「のいずれかの行為を行おう」を「、第8号及び第9号の行為に関する基準を定めよう」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条中「市長」の次に「（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、指定管理者。次条において同じ。）」を、「定めるところ」の次に「（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、第14条第3項の規定により定めた基準によるところ。次条において同じ。）」を、「使用料」の次に「（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、利用料金。次条において同じ。）」を加え、同条を第10条とする。

第8条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第9条 市長は、ふれあいセンターの管理を第3条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者にふれあいセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により指定管理者が収受する利用料金は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

別表中「（第8条関係）」を「（第8条、第9条関係）」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 8 号

奥州市道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用財産の
管理に関する条例の一部改正について

奥州市道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に關
する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年 2 月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

国道の道路占用料の額の改定に伴い県道の道路占用料の額が改定されたことから、
これらに準じて市道等に係る道路占用料の額についても見直すため、所要の改正を
しようとするものである。

奥州市道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用財産の
管理に関する条例の一部を改正する条例

(奥州市道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 奥州市道路占用料徴収条例（平成18年奥州市条例第268号）の一部を次のように改正する。

第5条中「1平方メートル未満」を「0.01平方メートル未満」に、「1メートル未満」を「0.01メートル未満」に、「面積は1平方メートルに、長さは1メートルにそれぞれ切り上げて」を「これらの端数は、切り捨てて」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1年 当たり	370円
	第2種電柱		560円
	第3種電柱		760円
	第1種電話柱		330円
	第2種電話柱		520円
	第3種電話柱		720円
	その他の柱類		33円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル につき1年当 たり	3円
	地下に設ける電線その他の線類		2円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年 当たり	320円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年当たり	200円
	変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	1個につき1年 当たり	660円
	郵便差出箱及び信書便差出 箱		280円
	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年当たり	860円
	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき	660円

			1 年当たり	
法第32条 第 1 項第 2 号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満の もの		長さ 1 メートル につき 1 年当た り	14円
	外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの			20円
	外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの			30円
	外径が0.15メートル以上0.2 メートル未満のもの			39円
	外径が0.2メートル以上0.3 メートル未満のもの			59円
	外径が0.3メートル以上0.4 メートル未満のもの			79円
	外径が0.4メートル以上0.7 メートル未満のもの			140円
	外径が0.7メートル以上 1 メ ートル未満のもの			200円
	外径が 1 メートル以上のも の			390円
法第32条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げ る施設			占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年当たり	660円
法第32条 第 1 項第 5 号に掲 げる施設	地下街及び 地下室	階数が 1 のも の	Aに0.005を 乗じて得た額 Aに0.008を 乗じて得た額 Aに0.01を乗 じて得た額	
		階数が 2 のも の		
		階数が 3 以上 のもの		
	上空に設ける通路			430円
	地下に設ける通路			260円
	その他のもの			660円
法第32条 第 1 項第 6 号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに 際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方 メートルにつき 1 日当たり	9 円
	その他のもの		占用面積 1 平方 メートルにつき 1 月当たり	86円
道路法施	看板（アー	一時的に設け	表示面積 1 平方	86円

行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	チであるものを除く。）	るもの	メートルにつき1月当たり	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年当たり	860円
	標識		1本につき1年当たり	520円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日当たり	9円
		その他のもの	1本につき1月当たり	86円
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日当たり	9円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月当たり	86円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月当たり	860円
		その他のもの		430円
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年当たり
政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月当たり	86円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				66円
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年当たり	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額

	地下を除く。 。)に設けるもの	階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.034を乗じて得た額

備考

1 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

2 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

(道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部改正)

第2条 道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例（平成18年奥州市条例第269号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルに、長さで1メートル」を「0.01平方メートル未満の端数又は長さで0.01メートル」に、「1メートルに切り上げて」を「、これらの端数は、切り捨てて」に改める。

第8条の見出し中「減免」を「特例」に改め、同条中「必要があると認めるときは」を「前条の規定にかかわらず」に改め、「規則で定めるところにより」の次に「、同条の規定により計算された額の範囲内において別に占用料等の額を定め、又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

占有者が次の各号のいずれかに該当するときは、占用料等を徴収しない。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公共的団体（占用の目的が営利を目的としない場合に限る。）

別表の 1 の表を次のように改める。

1 占用料

種別		単位	金額
柱類	第 1 種電柱	1 本につき 1 年当 たり	370円
	第 2 種電柱		560円
	第 3 種電柱		760円
	第 1 種電話柱		330円
	第 2 種電話柱		520円
	第 3 種電話柱		720円
	その他柱類		33円
線類	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年当たり	3 円
	地下電線その他地下に設ける線類		2 円
変圧器	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年当 たり	320円
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年 当たり	200円
変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所		1 個につき 1 年当 たり	660円
郵便差出箱及び信書便差出箱			280円
広告塔		表示面積 1 平方メ ートルにつき 1 年 当たり	860円
その他のもの		占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年 当たり	660円
管類	外径が0.07メートル未満の もの	長さ 1 メートルに つき 1 年当たり	14円
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		20円
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		30円
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		39円
	外径が0.2メートル以上0.3		59円

			メートル未満のもの		
			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		79円
			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		140円
			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		200円
			外径が1メートル以上のもの		390円
鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設				占有面積1平方メートルにつき1年当たり	660円
地下街、地下室、通路その他これらに類する施設	地下街及び地下室	階数が1のもの			Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		430円		
	地下に設ける通路		260円		
	その他のもの		660円		
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日当たり	9円	
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月当たり	86円	
看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月当たり	86円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年当たり	860円	

	標識		1本につき1年当 たり	520円
	旗ざお	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	1本につき1日当 たり	9円
		その他のもの	1本につき1月当 たり	86円
	幕（工 事用板 囲、足 場、詰 所その 他の工 事用施 設であ るもの を除く 。）	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	その面積1平方メ ートルにつき1日 当たり	9円
		その他のもの	その面積1平方メ ートルにつき1月 当たり	86円
	アーチ	車道を横断す るもの	1基につき1月当 たり	860円
		その他のもの		430円
	太陽光発電設備及び風力発電設備			占用面積1平方メ ートルにつき1年 当たり
津波からの一時的な避難場所としての 機能を有する堅固な施設				Aに0.034を 乗じて得た 額
工事用板囲、足場、詰所その他の工 事用施設			占用面積1平方メ ートルにつき1月 当たり	86円
土石、竹木、瓦その他の工事用材料				
防火地域（都市計画法（昭和43年法 律第100号）第8条第1項第5号に 規定する防火地域をいう。以下同じ 。）内に存する建築物（以下「既存 建築物」という。）を除去して、当 該防火地域内にこれに代わる建築物 として耐火建築物（建築基準法（昭 和25年法律第201号）第2条第9号				66円

の2に規定する耐火建築物をいう。 以下同じ。)を建築する場合(既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたって存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地(その近接地を含む。)又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。)において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物			
都市再開発法(昭和44年法律第38号)による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設			
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年 当たり	Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
建築基準法第85条第1項に規定する区域内に存する道路(車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。)	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額

の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの		乗じて得た額
道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。以下同じ。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法第3条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具		Aに0.034を乗じて得た額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する占用料について適用し、同日前に徴収する占用料については、なお従前の例による。

議案第9号

奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例の一部改正について

奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年2月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

政令及び厚生労働省令で定める資格を参酌して定めることとされている本市の水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による水道法施行令の一部改正、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令による水道法施行規則の一部改正等に伴い、これらの政令及び厚生労働省令に準じたものとするため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例の一部を改正する条例

奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例（平成24年奥州市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第1項第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同条第4号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同項第3号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同条第4号に規定する学校の卒業者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第10号

奥州市地域会議条例の一部改正について

奥州市地域会議条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年 2 月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

総合支所へのグループ制の導入に伴い、各地域会議の庶務を処理する組織の名称を変更するため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市地域会議条例の一部を改正する条例

奥州市地域会議条例（平成29年奥州市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第10条中「総合支所総務企画課」を「総合支所地域支援グループ」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第11号

奥州市土地開発基金条例の廃止について

奥州市土地開発基金条例を別紙のとおり廃止するものとする。

平成31年 2 月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

本市における地価の下落が続く中で、奥州市土地開発基金を活用して、公共用地等を先行して取得する利点及び意義が見出せないとともに、今後も同基金を活用した公共用地等の先行取得が見込まれないことから、同基金を廃止しようとするものである。

奥州市土地開発基金条例を廃止する条例
奥州市土地開発基金条例（平成18年奥州市条例第74号）は、廃止する。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

奥州市農業振興基金条例の廃止について

奥州市農業振興基金条例を別紙のとおり廃止するものとする。

平成31年 2 月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

水沢地域内の農業施設を整備するための補助財源として使用してきた奥州市農業振興基金の全部を処分したため、同基金を廃止しようとするものである。

奥州市農業振興基金条例を廃止する条例
奥州市農業振興基金条例（平成18年奥州市条例第75号）は、廃止する。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

まえさわ介護センター維持管理基金条例の廃止について

まえさわ介護センター維持管理基金条例を別紙のとおり廃止するものとする。

平成31年 2月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

まえさわ介護センターに関する経費を奥州市総合計画により計画的に予算化していくことに伴い、まえさわ介護センター維持管理基金に積み立てる必要がなくなったため、同基金を廃止しようとするものである。

まえさわ介護センター維持管理基金条例を廃止する条例

まえさわ介護センター維持管理基金条例（平成18年奥州市条例第84号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第14号

奥州市専用水道の設置及び給水に関する条例の廃止について

奥州市専用水道の設置及び給水に関する条例を別紙のとおり廃止するものとする。

平成31年 2 月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

衣川いきいき交流館及び衣川いきいき健康ランドを給水施設とする奥州市専用水道を廃止し、これらの施設について奥州市水道事業により給水しようとするものである。

奥州市専用水道の設置及び給水に関する条例を廃止する条例

奥州市専用水道の設置及び給水に関する条例（平成18年奥州市条例第303号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

江刺ターミナルプラザの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

江刺ターミナルプラザの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
江刺ターミナルプラザ
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県盛岡市盛岡駅前通3番55号
団 体 名 岩手県交通株式会社
代表者名 代表取締役会長 本田 一彦
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

平成31年2月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

江刺ターミナルプラザの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第16号

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

平成31年3月31日を限りに岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、及び岩手県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり一部変更することの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

平成31年3月31日を限りに紫波、稗貫衛生処理組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議をしようとするものである。

岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岩手県市町村総合事務組合規約（平成元年岩手県指令地方第145号）の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合
釜石大槌地区行政事務組合	岩手・玉山環境組合
岩手沿岸南部広域環境組合	矢櫃山造林一部事務組合
宮古地区広域行政組合	盛岡北部行政事務組合
岩手県沿岸知的障害児施設組合	盛岡地区衛生処理組合
一関地区広域行政組合	滝沢・雫石環境組合
大船渡地区消防組合	盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合
大船渡地区環境衛生組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県自治会館管理組合
北上地区広域行政組合	岩手県市町村総合事務組合
北上地区消防組合	気仙広域連合
岩手中部広域行政組合	久慈広域連合
岩手中部水道企業団	岩手県後期高齢者医療広域連合
陸前高田市及び大船渡市営林組合	

別表第2第1号中「、紫波、稗貫衛生処理組合」を削る。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

変 更 前		変 更 後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合	盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合
釜石大槌地区行政事務組合	岩手・玉山環境組合	釜石大槌地区行政事務組合	岩手・玉山環境組合
岩手沿岸南部広域環境組合	矢櫃山造林一部事務組合	岩手沿岸南部広域環境組合	矢櫃山造林一部事務組合
宮古地区広域行政組合	盛岡北部行政事務組合	宮古地区広域行政組合	盛岡北部行政事務組合
岩手県沿岸知的障害児施設組合	盛岡地区衛生処理組合	岩手県沿岸知的障害児施設組合	盛岡地区衛生処理組合
一関地区広域行政組合	滝沢・雫石環境組合	一関地区広域行政組合	滝沢・雫石環境組合
大船渡地区消防組合	<u>紫波、稗貫衛生処理組合</u>	大船渡地区消防組合	盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合
大船渡地区環境衛生組合	盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合	大船渡地区環境衛生組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
奥州金ヶ崎行政事務組合	盛岡・紫波地区環境施設組合	奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県自治会館管理組合
北上地区広域行政組合	岩手県自治会館管理組合	北上地区広域行政組合	岩手県市町村総合事務組合
北上地区消防組合	岩手県市町村総合事務組合	北上地区消防組合	気仙広域連合
岩手中部広域行政組合	気仙広域連合	岩手中部広域行政組合	久慈広域連合
岩手中部水道企業団	久慈広域連合	岩手中部水道企業団	岩手県後期高齢者医療広域連合
陸前高田市及び大船渡市営林組合	岩手県後期高齢者医療広域連合	陸前高田市及び大船渡市営林組合	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
1 常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。）に係る退職手当の支給に関する事務	組合市町村（盛岡市を除く。）及び一部事務組合等（陸前高田市及び大船渡市営林組合、矢櫃山造林一部事務組合、盛岡地区衛生処理組合、滝沢・雫石環境組合、 <u>紫波、稗貫衛生処理組合</u> 及び岩手県後期高齢者医療広域連合を除く。）	1 常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。）に係る退職手当の支給に関する事務	組合市町村（盛岡市を除く。）及び一部事務組合等（陸前高田市及び大船渡市営林組合、矢櫃山造林一部事務組合、盛岡地区衛生処理組合、滝沢・雫石環境組合及び岩手県後期高齢者医療広域連合を除く。）

議案第17号

北股辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更
に関し議決を求めることについて

北股辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

老朽化した衣川いきいき交流館の屋根改修工事を行うため、本計画を変更しようとするものである。

総合整備計画書

(第一次変更)

岩手県奥州市衣川 北股辺地

(辺地の人口 506 人 面積 44.4km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

奥州市衣川増沢、大平、有浦、小田、長袋、長塚、国見、桑畑、苗代沢、天田、中屋敷、石生、西窪、衣原、外の沢、古館

(2) 辺地の中心の位置

奥州市衣川天田 5-2

(3) 辺地度点数

116 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

北股辺地は、当市衣川地域の北西部に位置し、辺地地域を通る県道で区の中心部と結ばれている。この地域は、少子高齢化が急速に進展しており、多様化・大規模化する災害に的確に対応するため、消防・防災設備の充実が急務となっている。

特に、整備から 20 年以上経過した消防車両及び小型ポンプについて、非常時に出勤不能といった事態を回避するためにも早急に更新、整備する必要がある。

また、国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報提供を円滑に行うために、ラジオ中継局の整備を行い、難聴地域の解消を図る必要がある。

さらに、当該辺地には、観光施設（衣川いきいき交流館・国見平スキー場）が設置されており、都市との交流や観光客誘致による地域活性化のための重要な役割を果たしてきたが、近年では、耐用年数の到来により老朽化した施設が増加しているなど、早急な改修が必要となっている。

以上の状況を踏まえ、本辺地の総合的な対策として、消防施設、電気通信施設及び産業振興施設の整備を図るものである。

3 公共的施設の整備計画

平成 29 年度から平成 33 年度まで 5 年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
消防施設	奥州市	1,818	0	1,818	1,800
電気通信施設	奥州市	13,132	0	13,132	13,100
産業振興施設 (観光・レクリエーション 施設)	奥州市	29,700	0	29,700	29,700
合 計		44,650	0	44,650	44,650

議案第18号

市道路線の廃止及び認定について

別冊調書のとおり市道路線の廃止及び認定をするため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

市道改良工事、国道4号東バイパス工事、ほ場整備事業及び宅地開発事業に伴う道路整備及び管理区分の見直しにより、市道路線の廃止及び認定をしようとするものである。

議案第19号

平成30年度奥州市一般会計補正予算（第12号）

平成30年度奥州市一般会計補正予算（第12号）を別冊のとおり定める。

平成31年 2月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第20号

平成30年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

平成30年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

平成31年2月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第21号

平成30年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成30年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

平成31年2月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第22号

平成30年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第5号）

平成30年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定める。

平成31年2月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第23号

平成30年度奥州市下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度奥州市下水道事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

平成31年2月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第24号

平成30年度奥州市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度奥州市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

平成31年2月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第25号

平成30年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成31年2月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第26号

平成30年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第2号）

平成30年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

平成31年2月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第27号

平成30年度奥州市水道事業会計補正予算（第4号）

平成30年度奥州市水道事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

平成31年2月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第28号

奥州市総合水沢病院における医療事故に係る損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについて

奥州市総合水沢病院における医療事故に関し、次のとおり損害賠償の額を決定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号及び奥州市病院事業の設置等に関する条例（平成27年奥州市条例第3号）第7条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 損害賠償の相手方
市内在住 女性
- 2 損害賠償の額
7,000,000円
- 3 損害賠償の原因

平成28年8月に奥州市総合水沢病院に入院中の患者に対して行った手術の際に、患者の腰部脊柱管の中の神経の一部を損傷させ、後遺障がいを負わせたことによる。

平成31年2月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市総合水沢病院における医療事故に関し、損害賠償の額を決定しようとするものである。

議案第29号

平成30年度奥州市病院事業会計補正予算（第4号）

平成30年度奥州市病院事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

平成31年2月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第30号

平成31年度奥州市一般会計予算

平成31年度奥州市一般会計予算を別冊のとおり定める。

平成31年 2 月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第31号

平成31年度奥州市国民健康保険特別会計予算

平成31年度奥州市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成31年 2 月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第32号

平成31年度奥州市後期高齢者医療特別会計予算

平成31年度奥州市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成31年 2月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第33号

平成31年度奥州市介護保険特別会計予算

平成31年度奥州市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成31年 2 月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第34号

平成31年度奥州市下水道事業特別会計予算

平成31年度奥州市下水道事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成31年 2 月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第35号

平成31年度奥州市農業集落排水事業特別会計予算

平成31年度奥州市農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成31年 2月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第36号

平成31年度奥州市浄化槽事業特別会計予算

平成31年度奥州市浄化槽事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成31年 2 月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第37号

平成31年度奥州市バス事業特別会計予算

平成31年度奥州市バス事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成31年 2月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第38号

平成31年度奥州市米里財産区特別会計予算

平成31年度奥州市米里財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成31年 2 月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第39号

平成31年度奥州市水道事業会計予算

平成31年度奥州市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

平成31年 2 月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第40号

平成31年度奥州市病院事業会計予算

平成31年度奥州市病院事業会計予算を別冊のとおり定める。

平成31年 2 月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第41号

平成31年度奥州市国民宿舎等事業会計予算

平成31年度奥州市国民宿舎等事業会計予算を別冊のとおり定める。

平成31年 2 月15日提出

奥州市長 小 沢 昌 記